

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 21 日現在

機関番号：14601

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26381076

研究課題名(和文) 韓国における結婚移住女性に対する『人権を主題に学ぶ韓国語』に関する実証的研究

研究課題名(英文) A Study on Korean Language Textbook for Women Migrants "Learning Korean language under the theme of Human Rights." at Women Migrants Human Rights Center of Korea.

研究代表者

藤田 美佳 (FUJITA, Mika)

奈良教育大学・教育学部・特任准教授

研究者番号：90449364

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究では、結婚移住女性のエンパワメントにつながる第二言語教育について実証的に研究するため、韓国「移住女性人権センター」が作成した教材『人権を主題に学ぶ韓国語』を対象に、批判的教育学の観点から教材分析を行った。また教材作成に至る背景・企画意図・実践上の課題や展開について、同センター代表・監修者・作成担当者に対するインタビュー調査を行い、同教材の意義・課題・可能性を明らかにした。

さらに、政府女性家族部と国立国語院が作成した『女性結婚移民者と共に行う韓国語』との比較分析を行い、同教材における韓国文化への同化を迫る内容や、家父長制の影響、ジェンダー的な課題など隠れたカリキュラムを明らかにした。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this study was to consider second language education toward empowerment of marriage migration women. For that purpose, I examined the Korean language textbook "Learning Korean language under the theme of Human Rights." at Women Migrants Human Rights (WMHR) Center of Korea from the viewpoint of critical pedagogy.

First, to elucidate the significance of that textbook, I focus on the origin and structure of that. Therefore, I interviewed to representative of WMHR Center of Korea, supervisor and creator of that textbook. As a result of the interview, Korean language textbook created by WMHR Center of Korea was based on feminism theology. Second, I analyzed governmental textbooks for marriage migration women which included hidden curriculum related Korean traditional culture, patriarchy and gender. Finally, I clarified the significance of the "Learning Korean language under the theme of Human Rights." at WMHR Center of Korea by the comparison with governmental textbooks.

研究分野：社会教育 多文化教育 成人基礎教育

 キーワード：移住女性 人権 多文化 隠れたカリキュラム 第二言語識字教育(リテラシー・バイリテラシー)
 社会参加 エンパワメント 韓国語教育

1. 研究開始当初の背景

(1)結婚移住女性に対する言語教育の課題

移民受け入れを国策としていない日本では、海外からの移住者の言語教育は法制化されておらず、日本語教育を含む学習権保障やDV対策、労働現場での安全など人権学習は十分ではない。

国内の日本語教室の成立背景は、大阪や川崎など同和対策事業に係る社会教育としての識字・日本語教室と90年の入管法改正以降に国際交流の観点から開設された教室に大別され、いずれもボランティアが指導を担っている(文化庁調べ)。

とりわけ90年入管法改正以降に設立された日本語教室は、学習者とボランティアの国際交流が出发点な故、指導では学習者の人権の視点は脆弱で、結婚移住女性の指導においては、近代家父長制に基づく性別役割分業を反映している側面を持つ。

(2)韓国における「多文化」は「同化」か?

一方05年に合計特殊出生率が世界最低水準1.08となり、海外出身女性を「結婚移民者」として迎え入れ、08年に多文化家族支援法が成立した韓国では、女性家族部が国内200ヶ所余に多文化家族支援センターを設置し、韓国語教育・文化学習・子育て支援・就職支援を行っている。しかしその指導法や教材は、同化傾向が指摘されている。

(3)移住女性人権センターの実践を対象とする意義

同センターは、政府委託事業では対応できないケアに取組み、移住女性を一方向的に同化させるのではなく、夫婦が共に学ぶことや生活に密着したプログラムを通じた学習を支えるために2002年に設立された(前身は2001年設立のソウル外国人労働センター付属外国人移住女性労働者の家で、移住女性の母性保護、新生児支援、シェルター事業を行っていた)。全国5ヶ所(現在は6ヶ所)に

支部を持ち、歴史・規模においても韓国国内で有数の移住女性支援組織である。そして本研究で分析する『人権を主題に学ぶ韓国語』(2009)は、同化指向とは一線を画した教材である。

2. 研究の目的

本研究の目的は、結婚移住女性の社会参加とエンパワメントにつながる第二言語識字教育について、韓国の民間組織「移住女性人権センター」の韓国語教材『人権を主題に学ぶ韓国語』を対象に、フィールドワークやインタビューを含む質的研究によって、成立背景・教材・実践を分析し、課題と可能性を含む全容を解明することである。

3. 研究の方法

韓国「移住女性人権センター」の韓国語教育プログラム『人権を主題に学ぶ韓国語』の教材分析および実践の参与観察、インタビューを含む質的研究調査により、教材の成立背景・実践・学習の成果と課題を分析し、結婚移住女性に対する第二言語識字教育理論を解明するものである。その際、移民・難民に対する第二言語としての英語教育(English as a Second Language : ESL)の隠れたカリキュラムを指摘した課題提起型ESLの成立背景や理論、批判的教育学を分析に活用した。

『人権を主題に学ぶ韓国語』の成立背景として挙げられた政府(女性家族部・国立国語院)による教材『結婚移民者と共に行う韓国語』は、多くの多文化家族支援センターにおいても採用されているため、比較分析を行い、『人権を主題に学ぶ韓国語』の意義について多角的に考察した。

4. 研究成果

1. 「移住女性人権センター」が作成した教材『人権を主題に学ぶ韓国語』の日本語訳版を作成し、同センターに寄贈した。

2. 『人権を主題に学ぶ韓国語』を対象に、批判的教育学の観点から教材分析を行った。具体的には、
- A) 移住女性に必要な人権項目として、基本権（国籍差別・人種差別・性差別・住民権）社会権（労働権・健康権・福祉権・教育権・文化権）人権実践（差別的感受性・主体性確立・自己決断）が設定されていること。
 - B) 移住女性たちが自分自身の人権について知ると同時に他者の人権を尊重することが組み込まれていること。
 - C) 深化学習では、生涯にわたり役に立つだろうと考えられた哲学や倫理、社会的な課題に関する読解教材として、世界人権宣言、こどもの権利条約、女性の生涯学習機関（放送大・高校等）案内、DV・性暴力、国民基礎生活保障法、社会福祉などが採用されていること。
 - D) 『人権を主題に学ぶ韓国語』を通じて、移住女性が韓国語を習得すると共に、自分自身の身を守ることにつながる人権に関する知識を習得することが教材の目的と定められており、その目的に即し適切な内容となっていた。そして、実践の成果の一形態として、学習者として移住女性人権センターに参加したベトナム人女性が、現在はチーム長としてセンターに勤務し、2017年3月4日に開催された韓国女性大会で発言する様子が確認できた（動画有）

以上のように教材のタイトルである「人権を主題に学ぶ」内容によって適切に構成されていることを明らかにした。

3. センター代表、プログラム・オフィサー・教材監修者・教材作成者に対するインタビュー調査を実施し、教材作成に至る背景・企画意図・実践上の課題や、実践的な展開として位置付けられる「移住女性専門家養成プログラム」での参与観察を通じて、『人権を主題に学ぶ韓国語』を多角的に分析し、その意義を明らかにした。
4. 『人権を主題に学ぶ韓国語』の成立背景に影響を及ぼしている政府系（女性家族部・国立国語院）の教材で、現在多くの多文化家族支援センターにおいて採用されている『結婚移民者と共に行う韓国語』（1～6：1,2 初級、3,4：中級、5,6：上級）の分析を行い、同教材において、韓国文化への同化を迫る内容や、家父長制の影響、ジェンダー的な課題など「隠れたカリキュラム」が存在することを解明し、「社会適応教育としての韓国語」（「多文化家族支援法」第6条）の問題性を指摘した。[論文2]
5. フィールド調査、参加型研究における研究者の役割について分析し、研究倫理についても省察した。[論文1]

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計2件)

1. 藤田美佳「参加型研究における研究者の役割 - Community Based Participatory Research(CBPR)をてがかりにして」日本社会教育学会編『日本の社会教育第60集：社会教育における方法論』東洋館出版社、112-123頁、2016年9月、査読有
2. 藤田美佳「結婚移住女性に対する韓国語教育の課題—「多文化」か「同化」か—」

東京・沖縄・東アジア社会教育研究会
(TOAFAEC)『東アジア社会教育研究』
19号、126～136頁、2014年9月、査読
有

〔学会発表〕(計5件)

1. 藤田美佳「結婚移住女性の言語習得と社会参加-韓国・移住女性人権センターの実践を基にして」、日本社会教育学会第60回大会、福井大学(福井県)、2014年9月27日
2. 藤田美佳「驪州市多文化家族支援センターにおける「初等学校卒業認定試験講座」の取組みに見る結婚移住女性支援の課題と可能性」、日本社会教育学会・韓国平生教育学会第6回日韓学术交流研究大会、東北大学(宮城県)、2014年11月30日
3. 藤田美佳「韓国・移住女性人権センターにおける『人権を主題に学ぶ韓国語』の成立と展開」、アジア教育学会第19回研究例会、神戸大学(兵庫県)、2015年4月25日
4. 藤田美佳「韓国・移住女性人権センターにおける韓国語教材『人権を主題に学ぶ韓国語』の課題と可能性」、日本社会教育学会、第62回研究大会、首都大学東京(東京都)、2015年9月19日
5. 藤田美佳「結婚移住女性に対する韓国語教育における隠れたカリキュラム 『結婚移民者と共におこなう韓国語』教材の分析を通して」、日本社会教育学会、第63回研究大会、弘前大学、2016年9月17日

〔その他〕

ホームページ等

<http://www.nara-edu.ac.jp/guide/list/catt573/mfujita.html>

6. 研究組織

(1)研究代表者

藤田美佳(FUJITA, Mika)

奈良教育大学・教育学部・特任准教授

研究者番号:90449364